

V 各種統計データ 等

(1) 区別データ

	全市	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	時点
総人口 (人)	967,437	205,973	176,622	158,164	149,853	128,511	148,314	H29. 9. 30
世帯 (世帯)	449,321	103,799	82,412	73,532	70,759	53,124	65,695	H29. 9. 30
要支援・要介護認定者 (人)	40,363	8,853	7,742	6,387	7,905	4,633	4,843	H29. 9. 30
要支援 1	6,039	1297	1427	843	1090	540	842	
要支援 2	4,853	1249	745	661	934	590	674	
要介護 1	9,461	1810	2050	1588	1812	1016	1185	
要介護 2	6,473	1414	1043	1100	1421	798	697	
要介護 3	5,147	1227	869	840	1072	604	535	
要介護 4	4,722	1012	915	751	953	592	499	
要介護 5	3,668	844	693	604	623	493	411	
身体障害児・者 (人)	27,701	5,620	4,984	4,553	4,823	3,898	3,823	H29. 3. 31
肢体不自由	14,327	2,905	2,541	2,396	2,459	2,116	1,910	
視覚障害	1,641	370	300	306	277	201	187	
聴覚・平衡機能障害	2,031	426	341	313	343	320	288	
音声・そしゃく・言語機能障害	335	65	51	56	60	56	47	
内部障害	9,367	1,854	1,751	1,482	1,684	1,205	1,391	
知的障害児・者 (人)	6,448	1,217	1,208	1046	1,207	905	865	H29. 9. 30
精神障害児・者 (人)	7,065	1,665	1,265	1,106	1,204	900	925	H29. 3. 31
難病患者 (人) (治療研究費受給者数)	6,683	1,364	1,270	1,053	1,084	848	1,064	H29. 3. 31
外国人 (人)	24,028	6,066	3,626	3,454	3,091	1,254	6,537	H29. 9. 30
未就学児	53,463	11,605	8,963	8,944	7,569	8,329	8,053	H29. 3. 31
ホームレス (人)	34	12	1	2	4	0	15	H29. 8. 31
生活保護受給者 (人)	20,566	6,191	3,118	2,983	5,028	1,903	1,343	H29. 10. 1
民生委員・児童委員定数 (人)	1,502	344	281	255	247	165	210	H29. 9. 1
町内自治会 (団体)	1,098	233	150	185	204	162	164	H29. 9. 30
町内自治会加入世帯 (世帯)	296,643	65,420	61,431	50,553	43,059	29,686	46,494	H29. 9. 30
社協地区部会 (団体)	68	17	13	12	14	4	8	H29. 9. 30
社協会員加入口数 (口)	185,345	43,955	34,408	32,392	24,289	22,911	27,390	H29. 3. 31
老人クラブ (団体)	265	68	52	45	39	22	39	H29. 10. 30
老人クラブ加入者 (人)	13,429	3,122	2,585	1,940	2,278	1036	2,468	H29. 10. 30
自主防災組織 (団体)	1,020	223	143	176	167	135	176	H29. 9. 30
自主防災組織加入世帯 (世帯)	286,714	63,475	56,642	49,723	39,220	27,572	50,082	H29. 9. 30

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・
千葉市の施策第8章
計画の推進

資料編

(2) 社協地区部会一覧 (平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在)

《中央区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	都地区部会	都町
2	末広地区部会	末広、長洲 2 丁目、長洲 1 丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
3	ちば中央地区部会	亥鼻、本町、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、亀岡町、葛城、東本町、長洲 1 丁目の一部、青葉町の一部
4	西千葉地区部会	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
5	中央地区部会	弁天、栄町、富士見、本千葉町、新町の一部、新千葉の一部
6	蘇我地区部会	蘇我、今井、若草、南町
7	白旗台地区部会	白旗、鶴の森町、今井町、大蔵寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
8	松波地区部会	松波
9	松ヶ丘地区部会	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
10	川戸地区部会	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部 緑区：平山町の一部
11	寒川地区部会	港町、寒川町、稲荷町
12	星久喜地区部会	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部
13	生浜地区部会	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
14	東千葉地区部会	東千葉
15	新宿地区部会	新宿、神明町、新田町、出洲港
16	中央東地区部会	祐光、椿森、道場北、院内、要町
17	千葉みなと地区部会	中央港、千葉港、問屋町

《花見川区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	検見川地区部会	検見川町、南花園 2 丁目の一部
2	花園地区部会	花園、花園町、浪花町、瑞穂、朝日ヶ丘 4 丁目、南花園 1 丁目、南花園 2 丁目の一部
3	横橋地区部会	横橋町、千種町、三角町
4	こてはし台中学校区地区部会	大日町、内山町、宇那谷町、横戸台、横戸町の一部、み春野
5	幕張・武石地区部会	武石町、幕張 6 丁目
6	花見川地区部会	柏井町、柏井、花島町、横戸町の一部、花見川 6・7 街区
7	花見川第 2 地区部会	天戸町の一部、花見川 1～5 街区、8・9 街区
8	朝日ヶ丘地区部会	朝日ヶ丘 1～3 丁目、西小中台、宮野木台の一部
9	こてはし台地区部会	こてはし台
10	天戸中学校区地区部会	長作町、長作台、作新台、天戸町の一部
11	さつきが丘・宮野木台地区部会	さつきが丘、宮野木台の一部
12	幕張本郷中学校区地区部会	幕張本郷、幕張町 1 丁目の一部
13	畑地区部会	畑町、朝日ヶ丘 5 丁目

《稲毛区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	小中台東地区部会	小中台町、園生町の一部、宮野木町の一部
2	山王地区部会	山王町、小深町、六方町、長沼原町の一部
3	轟・穴川地区部会	轟町、穴川、穴川町
4	稲毛地区部会	稲毛、稲毛町、稲毛東 5～6 丁目
5	稲丘地区部会	稲丘町、稲毛台町、稲毛東 1～4 丁目、稲毛 1 丁目の一部、黒砂 4 丁目の一部、小仲台 1 丁目の一部
6	千草台中学校地区部会	千草台、萩台町、天台町、天台 2～6 丁目
7	草野地区部会	あやめ台の一部、園生町の一部、長沼町の一部、長沼原町の一部
8	緑が丘地区部会	柏台、長沼町の一部、宮野木町の一部、園生町の一部、あやめ台の一部
9	301 (作草部・天台) 地区部会	作草部、作草部町、天台 1 丁目
10	緑・黒砂地区部会	緑町、黒砂、黒砂台 1 丁目 2 丁目
11	小中台西地区部会	小仲台 1 丁目の一部～9 丁目
12	弥生地区部会	弥生町、黒砂台 3 丁目の一部

《若葉区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	坂月地区部会	大草町、太田町、坂月町、小倉町の一部
2	貝塚地区部会	貝塚町、貝塚2丁目
3	桜木地区部会	桜木1～8丁目、桜木北1丁目、桜木北2丁目の一部、貝塚1丁目、小倉町の一部
4	小倉地区部会	小倉台、小倉町の一部、若松町の一部
5	白井地区部会	中野町、和泉町、野呂町、川井町、五十土町、大広町、高根町、佐和町、北谷津町、中田町の一部、多部田町の一部
6	更科地区部会	古泉町、富田町、更科町、御殿町、小間子町、上泉町、下泉町、大井戸町、下田町の一部、谷当町、中田町の一部
7	御成台、千城台西・北地区部会	御成台、千城台西、千城台北、下田町の一部
8	千城台東南・金親地区部会	千城台東、千城台南、金親町
9	26地区部会	大宮台、北大宮台、大宮町の一部、多部田町の一部、緑区平山町の一部
10	若松地区部会	若松町の一部、若松台、桜木北2丁目の一部、桜木北3丁目、都賀5丁目、西都賀5丁目の一部
11	加曾利地区部会	加曾利町
12	都賀地区部会	都賀1～4丁目、西都賀1～4丁目、西都賀5丁目の一部、都賀の台
13	結・みつわ台地区部会	愛生町、殿台町、原町の一部、東寺山町、みつわ台、源町
14	千城小地区部会	大宮町の一部

《緑区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	誉田地区部会	誉田町、鎌取町、辺田町、平山町の一部、大膳野町、高田町、平川町、おゆみ野6丁目の一部、東山科町
2	椎名地区部会	大金沢町、椎名崎町、小金沢町、茂呂町、中西町、古市場町、落井町、富岡町、刈田子町
3	土気地区部会	土気町、小食土町、小山町、大椎町、板倉町、大木戸町、下大和田町、上大和田町、高津戸町、大高町、越智町、あすみが丘、大野台、あすみが丘東
4	おゆみ野地区部会	おゆみ野有吉、おゆみ野1～5丁目、おゆみ野6丁目の一部、おゆみ野中央、おゆみ野南

《美浜区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	稲毛海岸地区部会	稲毛海岸
2	幸町2丁目地区部会	幸町2丁目、新港の一部
3	幸町1丁目地区部会	幸町1丁目、新港の一部
4	高洲・高浜地区部会	高洲、高浜
5	真砂地区部会	真砂
6	磯辺地区部会	磯辺
7	幕張西地区部会	幕張西、浜田
8	打瀬地区部会	打瀬

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・施策第8章
計画の推進

資料編

(3) 市内施設一覧

■ 地域交流スペース等

参考 第6章「公助の取組み」No.15「社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進」(P95)

【利用できる活動】①事務作業、打合せ、会議 ②サロン活動 ③体操 ④食事
⑤特に制限なし(⑥を除く) ⑥物品・機材等の保管

※各施設ごとに、下記以外の利用条件や制限がある場合がございますので、利用にあたっては、必ず事前に施設へご確認ください。

《中央区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム あかいの郷	中央区赤井町 284	10 時-12 時	無料	○	○	○				☎209-1511
特別養護老人ホーム 淑徳共生苑	中央区生実町 2407-1	要相談	無料	○	○					☎265-5526
特別養護老人ホーム 都苑(ケアハウス含む)	中央区川戸町 2	要相談	無料					○		☎208-3850
特別養護老人ホーム 新千葉一倫荘	中央区新千葉 3-10-20	9 時-17 時	9 時-12 時 1,000 円 13 時-17 時 1,000 円 空調費 300 円(半日)	○	○	○	○			☎243-0888
特別養護老人ホーム ピアポート千寿苑	中央区間屋町 6-4	9 時-18 時	無料	○		○				☎204-8400
特別養護老人ホーム 星久喜白山荘	中央区星久喜町 152-2	要相談	無料	○				○		☎209-1500
特別養護老人ホーム ローゼンヴィラはま野	中央区南生実町 461-2	10 時-12 時 13 時-19 時	無料	○	○	○				☎305-0100

《花見川区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 花見の里	花見川区柏井町 277-5	要相談	無料	○		○				☎216-7701
特別養護老人ホーム ゆうゆう苑	花見川区積橋町 10	要相談	無料	○						☎215-5530
特別養護老人ホーム 一倫荘	花見川区大日町 1492-2	14 時-16 時	無料					○		☎257-7000
特別養護老人ホーム 花見川フェニックス	花見川区畑町 591-1	10 時-17 時	無料	○	○	○			○	☎213-7711
地域密着型特別養護老人ホーム きさらぎ荘	花見川区幕張町 3-2273	要相談	無料	○	○	○	○			☎273-6008
特別養護老人ホーム 桐花園(ケアハウス含む)	花見川区幕張町 3-2362-2	10 時-17 時	無料					○		☎213-3881
地域密着型特別養護老人ホーム 横戸ガーデン	花見川区横戸町 899-1	9 時-17 時	無料	○	○	○				☎047-419-7316

《稲毛区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム いなげー倫荘	稲毛区稲毛町 5-87-1	9時-17時	800円-1,300円 (半日)	○	○					☎204-8880
特別養護老人ホーム 桃花苑	稲毛区山王町 255-3	9時-17時	無料					○		☎308-3975
特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園	稲毛区萩台町 380-2	9時-18時	無料	○		○	○			☎207-5599
地域密着型特別養護老人ホーム みやのぎ荘	稲毛区宮野木町 1025-11	9時-17時	無料		○	○	○			☎255-2121

《若葉区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 恵光園(ケアハウス含む)	若葉区大広町 252-4	10時-16時	無料	○	○	○				☎292-6220
特別養護老人ホーム 菜の花園	若葉区大宮町 1621	要相談	無料					○		☎209-9235
特別養護老人ホーム サンライズビラ	若葉区大宮町 2107	要相談	無料	○	○	○		○	○	☎266-2111
特別養護老人ホーム 小倉町いずみ苑	若葉区小倉町 1325-1	要相談	無料					○		☎232-2601
軽費老人ホーム(A型) はつらつの里	若葉区小間子町 4-6	要相談	無料					○		☎239-0100
特別養護老人ホーム ちば美香苑	若葉区佐和町 322-88	9時-18時 (日曜日)	無料					○		☎228-3848
特別養護老人ホーム 第2いずみ苑	若葉区中田町 1044-32	9時-18時	無料					○		☎312-1700
特別養護老人ホーム 昌晴園	若葉区野呂町 736-1	9時-15時	未定	○	○	○				☎228-1711
軽費老人ホーム(ケアハウス) サニー秋桜	若葉区東寺山町 2-6	要相談	無料		○	○				☎255-7335

《緑区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 千寿苑(ケアハウス含む)	緑区大木戸町 1200-73	10時-15時	無料		○		○			☎294-6161
特別養護老人ホーム けやき園(ケアハウス含む)	緑区鎌取町 75-1	要相談	無料					○		☎300-2111 ☎300-2302
軽費老人ホーム(A型) ほんだくらぶ	緑区高田町 401-16	10時-16時	無料	○	○	○	○			☎291-6601
特別養護老人ホーム 緑苑	緑区平山町 2008-1	10時-17時	無料	○	○	○				☎497-5001

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・施策第8章
計画の推進

資料編

《美浜区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム しょうじゅ美浜	美浜区幸町 2-12-2	要相談	無料	○	○	○				☎243-8890
特別養護老人ホーム コストリゾン千壽苑	美浜区真砂 2-3-3	9時-17時	無料	○	○	○				☎270-5000

【利用できる活動】 ①事務作業、打合せ、会議 ②サロン活動 ③体操 ④食事
⑤特に制限なし(⑥を除く) ⑥物品・機材等の保管

■ コミュニティセンター

名称	所在地
中央コミュニティセンター	中央区千葉港 2-1
〃 松波分室	中央区松波 2-14-8
蘇我コミュニティセンター	中央区今井 1-14-43
畑コミュニティセンター	花見川区畑町 1336-2
幕張コミュニティセンター	花見川区幕張町 3-7730-4
花島コミュニティセンター	花見川区花島町 308 花島公園センター内
穴川コミュニティセンター	稲毛区穴川 4-12-3
長沼コミュニティセンター	稲毛区長沼町 461-8
都賀コミュニティセンター	若葉区都賀 4-20-1
千城台コミュニティセンター	若葉区千城台西 2-1-1
鎌取コミュニティセンター	緑区おゆみ野 3-15-2
土気 あすみが丘 プラザ	緑区あすみが丘 7-2-4
高洲コミュニティセンター	美浜区高洲 3-12-1
真砂コミュニティセンター	美浜区真砂 2-3-1

■ 公民館

参考 第6章「公助の取組み」No.17「地域づくり拠点としての公民館の活用」(P96)

区	施設名	所在地	区	施設名	所在地
中央 (9 館)	松ヶ丘	中央区松ヶ丘町 257-2	稲毛 (9 館)	小中台	稲毛区小中台 5-7-1
	生浜	中央区生実町 67-1		黒砂	稲毛区黒砂 2-4-18
	新宿	中央区新宿 2-16-14		轟	稲毛区轟町 1-12-3
	宮崎	中央区宮崎 2-5-22		稲毛	稲毛区稲毛 1-10-17
	葛城	中央区葛城 2-9-2		千草台	稲毛区天台 3-16-5
	末広	中央区末広 3-2-2		草野	稲毛区園生町 384-93
	椿森	中央区椿森 6-1-11		山王	稲毛区六方町 55-29
	川戸	中央区川戸町 403-1		都賀	稲毛区作草部 2-8-53
	星久喜	中央区星久喜町 615-7		緑が丘	稲毛区宮野木町 1807-3
花見川 (10 館)	幕張	花見川区幕張町 4-602	若葉 (8 館)	千城台	若葉区千城台西 2-1-1
	花園	花見川区花園 3-12-8		更科	若葉区更科町 2254-1
	横橋	花見川区横橋町 162-1		白井	若葉区野呂町 622-10
	検見川	花見川区検見川町 3-322-25		加曽利	若葉区加曽利町 892-6
	花見川	花見川区柏井町 1590-8		大宮	若葉区大宮町 3221-2
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-32-4		みつわ台	若葉区みつわ 3-12-17
	こてはし台	花見川区横戸町 861-4		若松	若葉区若松町 2117-2
	長作	花見川区長作町 1722-1		桜木	若葉区桜木 3-17-29
	朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 1-1-30	緑 (5 館)	誉田	緑区誉田町 1-789-49
	幕張本郷	花見川区幕張本郷 2-19-33		椎名	緑区富岡町 290-1

区	施設名	所在地
緑	土気	緑区土気町 1631-7
	越智	緑区越智町 822-7
	おゆみ野	緑区おゆみ野中央 2-7-6
美浜 (6 館)	稲浜	美浜区稲毛海岸 3-4-1
	幕張西	美浜区幕張西 2-6-2

区	施設名	所在地
美浜	磯辺	美浜区磯辺 1-48-1
	幸町	美浜区幸町 2-12-14
	高浜	美浜区高浜 1-8-3
	打瀬	美浜区打瀬 2-13

■ 小学校

参考第6章「公助の取組み」No. 18「学校施設開放」(P96) /No. 21「学校体育施設開放事業」(P97)

学校名	所在地
院内小学校	中央区祐光 1-25-3
生浜小学校	中央区浜野町 1335
生浜西小学校	中央区塩田町 316-1
生浜東小学校	中央区生実町 1928
大森小学校	中央区大森町 268
川戸小学校	中央区川戸町 450
寒川小学校	中央区寒川町 1-205
新宿小学校	中央区新宿 2-15-1
蘇我小学校	中央区今井 3-15-32
大巖寺小学校	中央区大巖寺町 375
鶴沢小学校	中央区鶴沢町 21-1
仁戸名小学校	中央区仁戸名町 380
登戸小学校	中央区登戸 2-11-1
弁天小学校	中央区弁天 1-21-2
星久喜小学校	中央区星久喜町 1060
本町小学校	中央区本町 2-6-23
松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 580
都小学校	中央区都町 1129
宮崎小学校	中央区宮崎 2-3-13
朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1
上の台小学校	花見川区幕張本郷 4-8-1
柏井小学校	花見川区柏井 4-48-1
検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23
犢橋小学校	花見川区犢橋町 774
こてはし台小学校	花見川区こてはし台 2-28-1
作新小学校	花見川区作新台 7-2-1
さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2-14
さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1-7
長作小学校	花見川区長作町 1273
西小中台小学校	花見川区西小中台 3-1
西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3-22-6
畑小学校	花見川区畑町 1385-1
花島小学校	花見川区花見川 8-1
花園小学校	花見川区花園 4-1-2
花見川小学校	花見川区花見川 4-1
花見川第三小学校	花見川区花見川 1-1
幕張小学校	花見川区幕張町 4-781
幕張東小学校	花見川区幕張町 4-681
幕張南小学校	花見川区幕張町 3-7718
瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1-2
横戸小学校	花見川区横戸町 1005
あやめ台小学校	稲毛区園生町 446-1

学校名	所在地
稲丘小学校	稲毛区稲丘町 19-30
稲毛小学校	稲毛区稲毛町 5-534-5
柏台小学校	稲毛区園生町 588
草野小学校	稲毛区園生町 1385
小中台小学校	稲毛区小仲台 6-34-1
小中台南小学校	稲毛区小仲台 8-15-1
山王小学校	稲毛区山王町 121
園生小学校	稲毛区小仲台 9-30-1
千草台小学校	稲毛区天台 5-11-1
千草台東小学校	稲毛区作草部町 1298-1
都賀小学校	稲毛区作草部町 938
轟町小学校	稲毛区轟町 3-4-30
緑町小学校	稲毛区緑町 2-13-1
宮野木小学校	稲毛区宮野木町 2100
弥生小学校	稲毛区弥生町 3-18
大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1
大宮台小学校	若葉区大宮町 2082
小倉小学校	若葉区小倉台 5-1-1
北貝塚小学校	若葉区貝塚町 1093
坂月小学校	若葉区坂月町 298
桜木小学校	若葉区桜木 3-26-1
更科小学校	若葉区更科町 2073
白井小学校	若葉区野呂町 215
千城小学校	若葉区大宮町 2655
千城台旭小学校	若葉区千城台東 3-18-1
千城台北小学校	若葉区千城台北 1-4-1
千城台西小学校	若葉区千城台西 2-21-1
千城台東小学校	若葉区千城台東 1-15-1
千城台南小学校	若葉区千城台南 1-19-1
都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2-13-1
みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3-5-1
みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1-17-1
源小学校	若葉区源町 541-6
若松小学校	若葉区若松町 360-1
若松台小学校	若葉区若松台 2-25-1
あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6-2
有吉小学校	緑区おゆみ野 1-53
泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3
扇田小学校	緑区おゆみ野中央 1-26
大木戸小学校	緑区大木戸町 317
大椎小学校	緑区あすみが丘 6-38
越智小学校	緑区越智町 705-359

第1章

地域福祉計画とは

第2章

現状と経緯

第3章

計画の概要

第4章

各区の好事例

第5章

地域の取組み

第6章

市の取組み

第7章

地域・社協・千葉市の施策

第8章

計画の推進

資料編

学校名	所在地
おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4-26
金沢小学校	緑区おゆみ野南 5-31
小谷小学校	緑区おゆみ野 4-45
椎名小学校	緑区茂呂町 582
土気小学校	緑区土気町 1634-2
土気南小学校	緑区あすみが丘 4-16
平山小学校	緑区辺田町 141
誉田小学校	緑区誉田町 1-27
誉田東小学校	緑区誉田町 2-21-84
磯辺小学校	美浜区磯辺 4-16-1
磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1-25-1
稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5-7-1
稲浜小学校	美浜区稲毛海岸 2-3-2
打瀬小学校	美浜区打瀬 1-3-1

学校名	所在地
海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3-3-1
幸町小学校	美浜区幸町 2-12-12
幸町第三小学校	美浜区幸町 1-10-1
高洲小学校	美浜区高洲 2-2-20
高洲第三小学校	美浜区高洲 3-3-11
高洲第四小学校	美浜区高洲 1-15-1
高浜第一小学校	美浜区高浜 1-4-1
高浜海浜小学校	美浜区高浜 4-8-2
幕張西小学校	美浜区幕張西 2-8-1
真砂第五小学校	美浜区真砂 1-12-15
真砂西小学校	美浜区真砂 4-5-1
真砂東小学校	美浜区真砂 2-13-1
美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2-18-1

■ 中学校

参考 第6章「公助の取組み」No.21「学校体育施設開放事業」(P97)

学校名	所在地
生浜中学校	中央区南生実町 258
葛城中学校	中央区葛城 2-9-1
川戸中学校	中央区川戸町 443
新宿中学校	中央区問屋町 1-73
末広中学校	中央区末広 2-10-1
蘇我中学校	中央区白旗 1-5-3
椿森中学校	中央区椿森 4-1-1
星久喜中学校	中央区星久喜町 823
松ヶ丘中学校	中央区松ヶ丘町 440
朝日ヶ丘中学校	花見川区朝日ヶ丘 2-4-1
天戸中学校	花見川区天戸町 1429
横橋中学校	花見川区三角町 656-2
こてはし台中学校	花見川区こてはし台 5-15-1
さつきが丘中学校	花見川区さつきが丘 2-15
花園中学校	花見川区花園 4-1-1
花見川中学校	花見川区花見川 6-2
幕張中学校	花見川区幕張町 4-45
幕張本郷中学校	花見川区幕張本郷 5-18-1
緑が丘中学校	花見川区横橋町 213-4
稲毛中学校	稲毛区稲毛町 5-120
草野中学校	稲毛区園生町 1397
小中台中学校	稲毛区小仲台 9-46-2
千草台中学校	稲毛区千草台 2-3-1
都賀中学校	稲毛区作草部町 1306-1
轟町中学校	稲毛区轟町 3-5-14
緑町中学校	稲毛区緑町 2-3-1
大宮中学校	若葉区大宮町 2077
貝塚中学校	若葉区貝塚 1-7-1

学校名	所在地
加曽利中学校	若葉区加曽利町 961-5
更科中学校	若葉区更科町 2112
山王中学校	若葉区若松町 774
白井中学校	若葉区野呂町 623
千城台西中学校	若葉区千城台西 2-20-1
千城台南中学校	若葉区千城台南 1-20-1
若松中学校	若葉区若松町 2106-2
みつわ台中学校	若葉区みつわ台 2-41-1
有吉中学校	緑区おゆみ野 2-41
泉谷中学校	緑区おゆみ野中央 4-2
大椎中学校	緑区あすみが丘 8-26
越智中学校	緑区越智町 651
おゆみ野南中学校	緑区おゆみ野南 5-25
土気中学校	緑区土気町 1400
土気南中学校	緑区あすみが丘 4-38
誉田中学校	緑区誉田町 1-138
磯辺中学校	美浜区磯辺 7-1-1
稲毛高附属中学校	美浜区高浜 3-1-1
稲浜中学校	美浜区稲毛海岸 2-3-3
打瀬中学校	美浜区打瀬 3-12-1
幸町第一中学校	美浜区幸町 2-12-7
幸町第二中学校	美浜区幸町 1-10-2
高洲第一中学校	美浜区高洲 2-3-18
高洲第二中学校	美浜区高洲 4-4-3
高浜中学校	美浜区高浜 4-8-1
幕張西中学校	美浜区幕張西 2-9-1
真砂中学校	美浜区真砂 5-18-2

■ 地域福祉交流館

地域福祉の推進を図るため、市内で子育て支援、高齢者の健康づくりなどの地域福祉活動を行っている団体に活動室の貸し出しを行っています。

※活動室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	所在地
楨橋地域福祉交流館	花見川区楨橋町 1465
小中台地域福祉交流館	稲毛区小仲台 5-3-1

■ 国際交流プラザ

参考第6章「公助の取組み」No. 20, 26, 101「国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進」(P96, 98, 111)

外国人市民への情報提供や生活相談、国際交流ボランティアによる日本語学習支援などを行う、国際交流の拠点施設です。プラザ内の会議室は、国際交流活動を行う団体に貸し出しを行っています。

※会議室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	所在地
国際交流プラザ	中央区中央 2-5-1 (千葉中央ツインビル2号館8階)

■ 消費生活センター (暮らしのプラザ)

参考第6章「公助の取組み」No. 19, 48, 102「ちばし消費者応援団登録」(P96, 101, 111)

消費生活の安定・向上を図るために設置された、消費者活動の拠点施設です。2階の「消費者活動コーナー」、3階の「研修講義室」「実験実習室」は、ちばし消費者応援団の登録いただいた団体に貸し出しを行っています。

名称	所在地
消費生活センター (暮らしのプラザ)	中央区弁天 1-25-1

■ いきいきセンター・いきいきプラザ

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように、創作室や研修室等を備えているほか、日常生活の悩みごとや健康の相談に応じたり、健康増進やレクリエーション活動を行うことができる施設です。

名称	所在地	指定管理者
中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	(福) 千葉市社会福祉事業団
花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	
稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	
若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	
緑いきいきプラザ	緑区菅田町 2-15-65	
美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	
蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	
花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	
さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	
あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校内)	
大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校内)	
都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター内)	
越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	
土気いきいきセンター	緑区土気町 1634 (土気市民センター内)	
真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	

■ 地域活動支援センター

障害者（または15歳以上の障害児）が通所により、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進等を行うほか、種類により、専門職員による社会基盤との連携強化や地域住民ボランティア育成、普及啓発、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施します。

種類	名称	所在地	定員
地域活動支援センターⅠ型	まるめろ	中央区東本町 1-6	30
	支援センターはなみがわ	花見川区天戸町 757-3	20
	地域生活支援センターふらる	稲毛区作草部 2-4-6	20
	やさしど（中野学園）	緑区土気町 1634 土気市民センター2階	20
	ディアフレンズ真砂	美浜区真砂 2-3-1	20
	若葉泉の里	若葉区大宮町 2112-8	25
地域活動支援センターⅡ型	ハートケアセンターちば	中央区登戸 1-6-2 渡辺ビル1階	27
	たけの子工房	緑区辺田町 131-6	30
地域活動支援センターⅢ型	けやきと仲間	中央区松波 2-5-9 小幡ビル2階	20
	らいおん千葉	中央区長洲 1-33-14	20
	フロンティア	中央区南町 3-1-1 ダイゴビル3階	30
	リベラ	中央区長洲 2-21-1-205	22
	ベーカリーウィズ	花見川区柏井町 815-5	20
	キッチン園 MARU	稲毛区轟町 1-2-6	14
	トライアングル西千葉	稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	19
	地域の茶の間	美浜区磯辺 2-6-6 ウェルズ 21 磯辺パート1B号	15
	コミュニティサロンそら	緑区土気町 1727-4 藤屋北辰興産ビル1階	15
	あすぴれんと	若葉区都賀 3-21-9 BKハイツ 305号室	24
	くるみ	美浜区磯辺 1-9-19	15

■ 子育て支援館

乳幼児とその保護者が楽しく遊びながら、子育てについて学びあうとともに、子育て不安に対する相談や子育て支援情報の提供などを行う施設です。

名称	所在地
千葉市子育て支援館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 6階

■ 子育てリラックス館

子育て中の方が親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等ができる施設です。

名称	所在地
蘇我・子育てリラックス館	中央区今井 1-14-38（蘇我コミュニティセンター隣）
千葉寺・子育てリラックス館	中央区千葉寺町 887-7（フィールドハウス千葉寺参番館1階）
花見川・子育てリラックス館	花見川区花見川 3-28-101（花見川団地商店街内）
幕張本郷・子育てリラックス館	花見川区幕張本郷 2-8-23（アミティ望月 101号室）
てんだい・子育てリラックス館	稲毛区天台 1-7-10（小ばと子育て支援センター2階）
そののう・子育てリラックス館	稲毛区園生町 451-15（プラザ園生1階）
千城台・子育てリラックス館	若葉区千城台北 1-29-9（プラスパビル1階A室）
都賀駅前・子育てリラックス館	若葉区西都賀 3-2-8（M・G・Oビル1階）
かまとり・子育てリラックス館	緑区おゆみ野 3-38-4（アーバンヒルズ 103・104）
おゆみ野中央・子育てリラックス館	緑区おゆみ野中央 8-2（おゆみ野ふれあい館1階）
幸町・子育てリラックス館	美浜区幸町 2-12-1 美浜しょうじゅレジデンス1階
高洲・子育てリラックス館	美浜区高洲 3-12-1（高洲コミュニティセンター隣接）
子育てリラックス館・園生出張ひろば	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブ いなかレゾ 虹と風（地域活動スペース虹と風2階）

■ 地域子育て支援センター

保育所（園）内の施設で、保育士が、子どもの食事・睡眠・トイレ・友達づくりなど、様々な子育ての不安や悩みなどについて相談に応じるほか、子育て親子の交流の場として利用できます。

名称	所在地
にこにこルーム	中央区新宿 2-15-2（新宿保育所内）
子育てひろば・ちどり	花見川区検見川町 3-331-4（ちどり保育園内）
子育てひろば・いなげ	稲毛区小仲台 2-10-1（稲毛保育園内）
子育てひろば・みつわだい	若葉区みつわ台 5-8-8（みつわ台保育園内）
ふれあいひろば・輝	緑区おゆみ野中央 7-30（明和輝保育園内）
桜ほっとステーション親子	緑区土気町 1626-5（明德土気保育園内）
子育てひろば・うたせ	美浜区打瀬 1-3-5（打瀬保育園内）

■ 子ども交流館

「遊び・創造・憩い」を通して、子どもたちに、健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流を図る施設です。

名称	所在地
千葉市子ども交流館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 3～5 階

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・
千葉市の協
策第8章
計画の推進

資料編

VI 地域福祉に関するアンケート調査結果

- 1 調査名 千葉市WEBアンケート調査
- 2 調査期間 平成29（2017）年5月1日～10日
- 3 回答者数 650人 【H26調査1,041人】
 ※ H26年度は、インターネットモニターアンケートの結果を掲載しています。
 ※ 割合（％）は複数選択の設問や、小数点第1位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。

4 回答者の属性

(1) 性別

性別	回答数	割合
男性	344	52.9%
女性	305	46.9%
未回答	1	0.2%
合計	650	100.0%

(2) 年齢

年齢	回答数	割合
10代	3	0.5%
20代	27	4.2%
30代	113	17.4%
40代	214	32.9%
50代	116	17.8%
60代	86	13.2%
70代以上	91	14.0%
合計	650	100.0%

(3) 居住区

居住区	回答数	割合
中央区	142	21.8%
花見川区	108	16.6%
稲毛区	107	16.5%
若葉区	98	15.1%
緑区	74	11.4%
美浜区	121	18.6%
合計	650	100.0%

(4) 職業

職業	回答数	割合
会社員	235	36.2%
自営・自由業	40	6.2%
パート・アルバイト	91	14.0%
公務員	23	3.5%
学生	7	1.1%
専業主婦・主夫	134	20.6%
無職	102	15.7%
その他	18	2.8%
合計	650	100.0%

【問1】お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(複数回答可)

設問	回答数	回答割合
見守り・安否確認	200	30.8%
ちょっとした力仕事(ごみ出しや電球の交換など)	85	13.1%
気軽に行ける自由な居場所づくり	70	10.8%
通院や買い物等の外出の手伝い	68	10.5%
日常的な家事支援(洗濯や食事の準備など)	65	10.0%
配食サービスの支援	62	9.5%
悩み事の相談	50	7.7%
健康管理の支援	46	7.1%
日常会話の相手	35	5.4%
急病などの緊急時の手助け	25	3.8%
わからない	358	55.1%
その他	11	1.7%

【問2】望まれるご近所との関係はどのようなものですか。(1つだけ回答)

設問	回答数	回答割合	
		【H29】	【H26】
なんでも相談し、助け合う	76	11.7%	15.2%
簡単な悩みごとが相談できる	257	39.5%	58.6%
挨拶する程度	313	48.2%	25.6%
全く付き合わない	4	0.6%	0.7%

【問3】これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ回答)

設問	回答数	回答割合
ある	114	17.5%
ない(機会があったら参加したい)	386	59.4%
ない(参加したくない)	150	23.1%

【問4】地域福祉活動に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。※問3で「ある」を選択した人のみ(複数選択可)

設問	回答数	回答割合
地域活動している方	39	34.2%
所属する地域団体の役職等になった	33	28.9%
研修や講習、地域のイベント	31	27.2%
友人・知人	23	20.2%
市ホームページ、市政だより	18	15.8%
ボランティアセンター	15	13.2%
特になし	2	1.8%
その他	9	7.9%

【問5】地域福祉活動に参加してよかった点は何ですか。※問3で「ある」を選択した人のみ(複数回答可)

設問	回答数	回答割合
多くの人と知り合えた	70	61.4%
新しい経験ができた	61	53.5%
自分の知識や経験を活かすことができた	38	33.3%
人との協調性が身に付いた	34	29.8%
やりがいや生きがいを感じた	28	24.6%
視野が広がり、物事の捉え方が変わった	28	24.6%
新しい知識や技術が身に付いた	23	20.2%
特になし	7	6.1%
その他	1	0.9%

【問6】地域福祉活動に参加しない理由は何ですか。※問3で「ない」を選択した人のみ（1つだけ回答）

設問	回答数	回答割合
時間がない	171	31.9%
地域福祉活動に関する情報がない	144	26.9%
ふだん地域福祉活動との関わりがない	136	25.4%
関わりをもちたくない	29	5.4%
参加したい活動がない	27	5.0%
その他	27	5.0%

【問7】地域に求められていると思う人はどのような人ですか。（複数選択可）

設問	回答数	回答割合
見守りや安否確認をしてくれる人	466	71.7%
災害時に頼りになる人	394	60.6%
悩みや不安の話し相手になってくれる人	226	34.8%
子育てについて相談できる相手	214	32.9%
健康づくりの仲間	161	24.8%
在住外国人とコミュニケーションできる人	105	16.2%
その他	22	3.4%

【問8】参加したい地域福祉活動は何ですか。（3つまで回答）

設問	回答数	回答割合
見守り・安否確認	261	40.2%
急病など緊急時の手助け	229	35.2%
ちょっとした力仕事（ごみ出しや電球の交換など）	214	32.9%
日常会話の相手	140	21.5%
気軽に行ける自由な居場所づくり	111	17.1%
通院や買い物等の外出の手伝い	105	16.2%
健康管理の支援	57	8.8%
悩み事の相談	52	8.0%
日常的な家事支援（洗濯や食事の準備など）	42	6.5%
配食サービスの支援	23	3.5%
わからない	101	15.5%
その他	12	1.8%

【問9】市民が地域福祉活動を行うためには、どのようなことが必要 だと思いますか。（複数回答可）

設問	回答数	回答割合	
		【H29】	【H26】
活動についての情報提供	457	70.3%	59.7%
身近な活動拠点	366	56.3%	50.9%
多少の実費や報酬	240	36.9%	34.7%
イベントなどの開催	192	29.5%	21.1%
ボランティア体験などの開催	185	28.5%	23.5%
研修や講演会の開催	172	26.5%	21.4%
リーダーなどの人材育成	156	24.0%	20.5%
ボランティア休業などの制度	133	20.5%	17.1%
表彰などの仕組み	32	4.9%	3.5%
特に必要ない	13	2.0%	2.2%
わからない	37	5.7%	7.0%
その他	23	3.5%	—

Ⅶ 市民意見

1 市民説明会

(1) 概要

計画案の内容を市民の皆様にお知らせするとともに、ご意見を伺うため、市民説明会を開催しました。

(2) 開催状況

ア 日程等

区	開催日	開催場所
中央区	10月21日(土)	千葉市役所
花見川区	10月28日(土)	花見川保健福祉センター
稲毛区	11月4日(土)	稲毛保健福祉センター
若葉区	10月28日(土)	若葉保健福祉センター
緑区	11月4日(土)	緑保健福祉センター
美浜区	10月21日(土)	美浜保健福祉センター

※中央区では山下興一郎千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会会長による基調講演を開催

イ 参加者数 計 151 人

(3) 主な意見

No.	関係する章	意見等の概要
1	全	計画期間はH30～H32年度だが、その間に法律が変わったら計画の内容も変わるのか。
2	第1章	厚生労働省が提示した「地域包括ケアシステム」では、「自助」「共助」「公助」に加えて、「互助」という概念が提示されている。千葉市の第4期地域福祉計画において、「互助」の記載は無いようだが、計画における「互助」の位置付けを教えて欲しい。
3	第1章	地域福祉計画と他計画との関係を示したイメージについて、6区を各々別囲みではなく一つの囲みにしたほうが、地域の全体の土台としての印象が強くなるのではないかと。
4	第2章	「WEBアンケート」について、回答の総数と年齢層を教えて欲しい。
5	第2章	毎回、違うやり方で行うと、データの信憑性が損なわれる恐れがあるので、可能であれば、決まったやり方、定点的な観測を行って欲しい。
6	第2章	市社協コミュニティソーシャルワーカーと社協地区部会ネットワーク委員とは何が違うのか。
7	第2章 第6章	生活支援コーディネーターの協議体のエリアと地域福祉計画における共助のエリアの関係性について教えて欲しい。
8	第2章	・計画のエリア設定として、地区部会エリアを用いるのはよいと思うが、社協地区部会が、地域の中核組織として、地域の様々な団体と連携して、活動状況の把握や活動の推進を行うことが出来るかどうか疑問である。 ・また、第8章のイメージ図で、輪の真中に社協地区部会が記載されていることに違和感を覚える。実態としては、老人クラブ等の団体と同様に、輪を構成する団体であるように感じる。 ・事務局は、社協地区部会にどの程度体力があると考えているのか、またその位置付けについて教えて欲しい。
9	第2章	社協地区部会の大きな問題点は、各町内自治会の協力が無いと連携が難しいということ。あくまで市民のためのものとして存続しているが、広報活動と並行しながら、町内自治会の皆さまにご理解いただきたい。地域振興課が大きな枠に入ってくるかと思うがどのように考えているか。
10	第2章	市の説明の際、社協地区部会中心に取り組むという話があった。団体名に関わらず、地域で連携を取ればよいという話だったが、社協地区部会が無い地域については、意見などを取っているのか？
11	第2章	相談支援のプラットフォームの図は、他の相談支援機関との関係が分かり難いので、その関係も図に落とし込んでもらいたい。この事業の本部がどこにあるのかも分かり難い。
12	第3章	パブリックコメントは、件数が少ないと意味が無いし、計画がほぼ完成している段階だと、内容に反映されるような意見も出ない。 また、パブリックコメントの件数も公開して欲しい。
13	第3章	「地域包括ケアシステム」を補完するために地域福祉（地域の助け合い）を推進していくという理解でよいのか。

No.	関係する章	意見等の概要
14	第4章	緑区大椎台の買い物支援の取組みについては、素晴らしいと思うが、これを区全体でやろうと思うと、財政的にも人材的にもとてももたない。 地域住民と行政が一緒になって、要支援者を支える体制を作って欲しい。
15	第4章	緑区大椎台の買い物支援に要する費用（運転手の人件費やガソリン代等）については、どこから出ているのか？
16	第5章	ボランティアにより地域で支えるということはもったと思うが、事故が起きた場合の責任問題について市がどのように支えていただけるのか。例えば、食事の提供での食中毒やアレルギー問題等が、移動支援では送迎の怪我をさせてしまったりすることもある。市は、バックアップについてどのように考えているか。
17	第5章	若葉区計画にある「わたしたちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置」は、努力目標なのか、それとも必須になるのか。
18	第6章	市社協コミュニティソーシャルワーカーは、各区において地域福祉の推進にあたっていただく役割を担う。地域課題は千差万別で専門的な大変難しく業務と思われるが、各区1人で大丈夫か？
19	第6章	・生活支援コーディネーターが一昨年各区に2名ずつ配置されたが、地域のことを分かっておらず、会議に参加して勉強するだけであり、これでは実際に相談を受けられないのではないかと。 ・また、日曜祝日にいないのも問題であり、現状の体制では、地域で一緒に問題を解決しようとする姿勢が見えない。 ・地域では、本当に人材（担い手）が不足している。本気で地域の問題を解決しようと思っているのであれば、きちんと人員を配置してほしい。
20	第6章	発言者の地域の高齢化率は、50パーセント。解決の努力をしているが、今後、若い人が地域のために動いてくれるか心配がある。教育をぜひ頭に入れて指導して欲しい。
21	第6章	住みたい県第一位が発表されました。鳥取県だったと思います。独居老人の方々が「私達はひとり住まいです。でもひとりぼっちではない」と話していました。それは、みなさんが集まって話しをしたりお茶を飲んだりしてつながりをもっています。共助を進めるにも近くの方々が集まる場所を確保して頂きたいと思います。身近なところから進めてほしいです。
22	第6章	・今回の市民説明会の参加者は高齢者ばかりで、私が関わっているボランティアのメンバーもほとんどが高齢者である。 ・ますます高齢化が進む、この地域の5年、10年後が不安である。 ・現役世代の人が積極的にボランティアに参加出来る仕組みを考えて欲しい。 ・また、地域福祉においても、必要のないものはばっさり切り捨ててもよいと考える。
23	第6章	“支え合い”という名前どおり、共助をしていくためには、ボランティアはとても大きな役割をになっていると思います。 しかし、現実では、ボランティアの数が増えているようには思えません。地域活動を何かすると、同じメンバーが集まってくるのでその人達も段々、疲弊していつているように感じます。 地域福祉計画自体はいいと思いますが、それを実現するためにも、幅広く地域住民が参加出来るように工夫をして頂きたいです。
24	第6章	・支えあい活動を行っている。バリアとなっているのは、必要な情報が入ってこないこと。ボランティアのやる気があっても、個人情報保護のため、止まってしまう、やる気も削がれてしまう。必要と思われる情報がタイムリーに入らないと、「仕組み4」必要情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みのような体制が実際できるのか。情報をどう活用していくかということについて、行政が検討してほしい。これが地域の現状である。
25	第6章	公助のサービス類型の一つである「市民意識の醸成」とは、具体的に、どのようなことか。
26	第6章	2、3年前に営田駅と土気駅間の新駅を作るという案が出されたこと認識しているが、話が進んでいないようである。駅が出来て、周りに商業施設等が出来て人が増えれば、障害者福祉サービスも良くなり、障害者の社会参加も進むと思う。また、障害者施設が出来れば、買い物支援のように、行政が負担するのではなく、民間の力を借りて地域福祉を推進する方法も取れると思う。
27	第8章	計画は緻密に出来ていてよいと思う。ただ、重要なのは計画の実施・推進であり、事務局はどう考えているのか。

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・市第8章
計画の推進

2 「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）（案）」に関する パブリックコメント手続

（1）実施概要

- ① 実施期間 平成29(2017)年12月19日(火)～平成30(2018)年1月19日(金)
- ② 提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参
- ③ 意見提出数 電子メール1件（1人）

（2）意見概要

何故千葉市動物公園をもっと千葉市の活性化のために利用しないのだろうと思っている。千葉市動物公園は古くからあり、小さい子供から高齢者まで愛されている。千葉市の人には目的をもって利用してほしい。千葉市動物公園で子どもから高齢者まで地域交流ができるような地域包括ケア支援事業所や災害避難所を造ることを提案したい。

今現在千葉市で暮らす方の多くは、色々な悩みを抱えている。介護を支える職員は多くの高齢者や家族と関わり様々な意見を聞いている。どんなに多くの事業所や施設をつくっても中身がなかったり、緊急でお願いしても断られたり、散々な思いをしている。何も改善されていない。むしろ悪化しているのではないか。もっともっと私達介護の職員の声、人々の声を聞いてほしい。

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・
千葉市の施策第8章
計画の推進

資料編

Ⅷ 地域見守り・助け合いスタートガイド

概要版

はじめての

地域見守り・助け合い活動スタートガイド

【地域の絆・地域力を高めたい住民団体様向け】

あなたのまちにも、きっとあなたの
支援を待っている人がいます！



千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

電話 043-245-5250

メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

※当スタートガイドは改善のため、予告なく内容が変更となる可能性があります。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・NPO

第8章
計画の推進

資料編

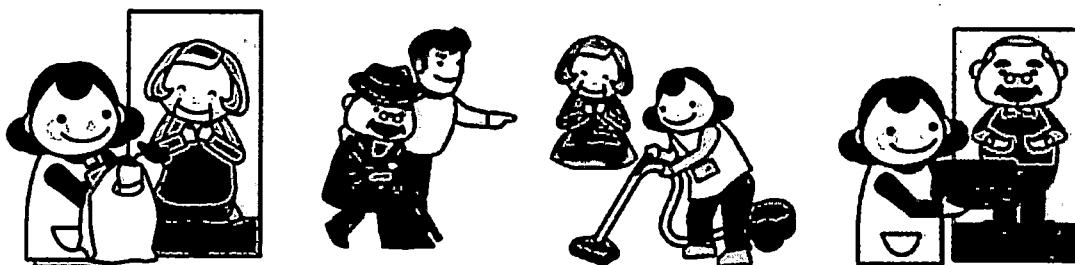
見守り活動とは

・・・主にひとり暮らしの高齢者を対象に、ご自宅の訪問、声かけなどを通じ、安否確認を行うこと。



助け合い活動とは

・・・高齢者世帯等で、日常生活に支援が必要な方を対象に、掃除・洗濯・調理などの簡単な家事支援や買い物・散歩などの外出の付添などを行うこと。



スタートまでの流れ

STEP1

【検討】

まずは、地域の実情を調べたり、どういった活動をするか、みなさんで検討しましょう。町内自治会に検討委員会を立ち上げるのもいい方法です。

STEP2

【対象者把握】

回覧板、アンケート、訪問など地域に合った方法で、対象者（見守りが必要な人、見守りを希望する人）を把握しましょう。

STEP3

【同意の取得】

見守りの対象者の方から、同意書をいただきましょう。そして、「見守り対象者名簿」を作成しましょう。

STEP4

【協力者募集】

回覧板やチラシなどで、一緒に活動してくれる、協力してくれる人を探します。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・NPO

第8章
計画の推進

資料編

STEP5**【プラン＆マッチング】**

対象者それぞれの方にあった見守りを検討します。

STEP6**【事業開始】**

活動の内容や状況は記録します。何か気づいたら、すみやかに報告・連絡・相談してください。

STEP7**【情報共有】**

活動者・協力者が、困っていることを相談し合ったり、情報を共有できる場をつくりましょう。
あんしんケアセンター等の関係機関とも連携が出来るとさらにいいですね。

STEP∞**【個人情報の保護】**

書類の管理や、個人情報は徹底的に保護しましょう。

【緊急時等の対応】

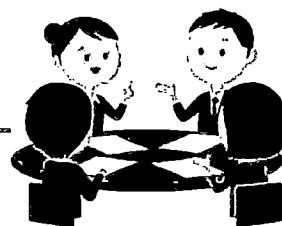
見守り対象者や活動者に事故があった場合など緊急時の対応を検討し、決めておきましょう。

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取り組み第6章
市の取り組み第7章
地域・社協・
千葉市の施策第8章
計画の推進

資料編

STEP1

検討



検討が一番大事です！

まずは、「会議」を開催しましょう。

形は問いません。

町内自治会の定例会でも福祉委員会でも、検討会でも、どんな形でも大丈夫です。

「●●地区見守り・助け合い検討委員会」というのもいいですね。

以下のような地域に詳しい人、福祉に詳しい人など、得意分野の異なる様々なメンバーが集まると、会議が充実しそうですね。

(1) 検討メンバーを決めましょう！

町内自治会役員
管理組合役員

検討会の中心となっていただきます。

地域の力を結集するため、町内自治会・管理組合役員だけではなく、地域の実情に詳しい以下の様々な方々を「できるだけ」巻き込んでいきましょう。

民生委員・児童委員

平成29年3月現在、約1,450名の民生委員・児童委員がいらっしゃいます。それぞれの地域において、常に住民（特に高齢者）の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

あんしんケアセンター

地域で暮らす高齢者の身近な相談窓口です。

市内に30カ所あり、「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師」等が中心となって高齢者の支援を行っています。

生活支援コーディネーター

地域の資源調査や必要とされているサービスの把握、不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手育成及びネットワークづくりを行っています。

社協地区部会

地区部会は、その地域特有の福祉課題に対して、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体です。おおむね中学校区ごとに設置されています。

福祉活動推進員

各地区部会において、福祉活動を推進するメンバーのこと。おおむね各3人以上配置されています。

このほか、以下のようなところも地域の実情に詳しいかもしれません。
声をかけてみましょう！

地域の社会福祉施設・介護保険事業所

地域の医療機関

地域で食事の配達等のサービスを行っている事業者

NPO法人

老人クラブ

自主防災組織等

お問い合わせ先

- ・民生委員・児童委員について → 地域福祉課 ☎245-5218
- ・あんしんケアセンターについて → 地域包括ケア推進課 ☎245-5168
- ・生活支援コーディネーターについて → 地域包括ケア推進課 ☎245-5168
- ・社協地区部会・福祉活動推進員について → 千葉市社会福祉協議会

千葉市社会福祉協議会の各区の事務所	中央区	☎221-2177
	花見川区	☎275-6438
	稲毛区	☎284-6160
	若葉区	☎233-8181
	緑区	☎292-8185
	美浜区	☎278-3252



(2) 地域の分析をしましょう！

お住まいの地域の人口は？



65歳以上の方は何人？



そのうちひとり暮らしの方は？



75歳以上の方は何人？



そのうちひとり暮らしの方は？



担い手になれそうな方は？



町丁ごとの高齢化率や高齢者の人口は、千葉市のホームページに掲載されている年齢別・町丁別人口のページで確認することができます。（「千葉市 年齢別・町丁別人口」で検索）

また、民生委員や、地域の「あんしんケアセンター」、社会福祉協議会の地区部会からの情報収集、協力も可能です。

民生委員、あんしんケアセンター、社協地区部会の連絡先は、前のページをご覧ください。

(3) 分析をふまえて、ざっくり決めましょう！

どういった活動をするか？見守り？助け合い？両方？
(いずれかに○)



見守り・助け合い・両方

見守りには、“ゆるやかな見守り”と“担当による見守り”があります。

“ゆるやかな見守り”とは、散歩や買い物などの際、さりげなく「外」から対象者の住宅を気に留めること。

例えば「新聞がたまっている」「昼間でも電気がつきっぱなし」など。

“担当による見守り”とは、定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して、ボランティア等が担当と役割を決めて行う見守りです。

両者を上手に組み合わせた活動がベストです。

助け合いについては、①地域にどれくらいのニーズがあるのか ②負担が大きい、担い手の確保が見込めるか の両面から検討する必要があります。

対象者をある程度限定して、「見守り」と「助け合い」をミックスして、小さなところから始める形が立ち上げやすいかもしれません。

活動エリアはどうするか？



活動エリアを町内自治会全体にするか、まずはニーズのある地域から「小さく」スタートするか？地図や名簿をもとに検討しましょう。

対象者はどこまでにするか？



「75歳以上の方のうち希望者」あるいは「65歳以上でひとり暮らしの方のうち希望者」あるいは、それだけの条件だとかなり人数が多くて難しいようであれば、「80歳以上でひとり暮らしの方のうち希望者」にするのか、年齢・世帯構成、生活状況などに応じて決定します。

最初の1年、
初期経費（支出）はどうか？



約 円

活動が本格化する2年目、
年間の経費（支出）はどうか？



年間 約 円

3年目以降、
年間の経費（支出）はどうか？



年間 約 円

必要な経費は、千差万別です。

今までに補助金の申請があった団体が購入した物品を例示してみますと・・・

【備品購入費】 【消耗品費】 ※備品は2万円以上、消耗品は2万円未満を指します。

- ・パソコン ・プリンタ（+インク） ・ハードディスク ・ラベルライター ・携帯電話
- ・FAX ・金庫 ・ラミネーター（+フィルム） ・名札 ・吊り下げ名札 ・懐中電灯（+電池） ・ノート ・ボールペン ・封筒 ・ファイル ・鉛筆 ・ゴム印 ・紙
- ・オリジナルベスト ・シュレッダー ・非常用笛 ・自転車 ・のぼり旗 ・デジタルカメラ（+カード） ・脚立 ・剪定バサミ ・高枝切りバサミ ・刈込みバサミ ・のこぎり
- ・鎌 ・芝刈り機 ・草刈り機 ・竹ぼうき ・熊手 ・工具セット ・軍手 ・ごみ袋
- ・虫よけスプレー ・リヤカー ・物置 ・机 ・椅子 ・棚 ・書庫 ・オリジナル反射服
- ・オリジナル帽子 ・オリジナル腕章 ・ブルーシート

※使用目的によっては、対象外になる可能性がありますので、留意ください。

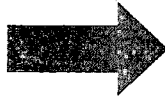
【報償費】

- ・講師の謝礼

【役務費】（※千葉市地域見守り活動支援補助金の対象外です。）

ボランティア保険料

最初の1年、
収入はどうなる？



約	円
---	---

町内自治会からの活動資金の提供	あり（¥	）・ なし
見守り活動・助け合い活動からの収入	あり（¥	）・ なし
千葉市地域見守り活動支援補助金	あり（¥	）・ なし
その他補助金1（	） あり（¥	）・ なし
その他補助金2（	） あり（¥	）・ なし

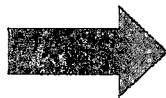
活動が本格化する2年目、
年間の収入はどうなる？



約	円
---	---

町内自治会からの活動資金の提供	あり（¥	）・ なし
見守り活動・助け合い活動からの収入	あり（¥	）・ なし
その他補助金1（	） あり（¥	）・ なし
その他補助金2（	） あり（¥	）・ なし

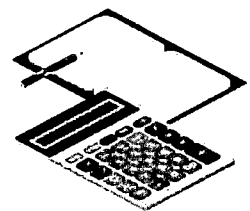
3年目以降、
年間の収入はどうなる？



約	円
---	---

町内自治会からの活動資金の提供	あり（¥	）・ なし
見守り活動・助け合い活動からの収入	あり（¥	）・ なし
その他補助金1（	） あり（¥	）・ なし
その他補助金2（	） あり（¥	）・ なし

継続的に活動していくために、必要な収入をどこから得るのか検討しましょう。
補助金の場合、対象となる条件（年数、活動内容など）や、重複して受けることが出来ない補助金もあるので注意が必要です。



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・施策

第8章
計画の推進

資料編

【千葉市の様々な補助金制度】※該当するかどうかは、担当課にご相談ください。

①千葉市地域見守り活動支援補助金（千葉市高齢福祉課）

対象：5名以上で組織された団体

目的：見守り活動・助け合い活動の立ち上げを支援

補助額：上限15万円

利用実績：平成23年度から事業を開始し、平成28年度末で47団体に補助金を交付しました。

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎245-5250

②高齢者等ごみ出し支援事業補助金（千葉市高齢福祉課）

対象：町内自治会、老人クラブ、PTA、地域団体などの非営利活動団体

目的：自ら家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な高齢者・障害者世帯のごみ出しを行う団体を支援。

補助額：事業開始補助金 10,000円（1回のみ）

運営費用補助金 1世帯あたり月額1,000円

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎245-5250

③地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金（千葉市高齢福祉課）

対象：千葉市内で活動する5人以上で組織された規約などが整備されている団体

目的：買い物、調理などの生活支援サービス（助け合い活動）や、体操教室・サロンなどを通じた日中の居場所づくりを行う団体に助成を行い、支え合いの地域づくりを進める。

補助額：訪問支援 補助金対象者への支援1回につき250円（1人あたり月1,000円上限）

通所支援 補助金対象者への支援1回につき350円（1人あたり月1,400円上限）

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎245-5250

④区地域活性化支援事業（各区地域振興課）

対象：町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体などの地域団体等

目的：地域課題の解決や地域の活性化のための活動を支援

補助額等：各区によって異なりますので、詳しくは各区役所の地域振興課にお問い合わせください。

中央区 ☎221-2105

花見川区 ☎275-6203

稲毛区 ☎284-6105

若葉区 ☎233-8122

緑区 ☎292-8105

美浜区 ☎270-3122

(4) 地域見守り活動支援補助金の活用を検討してみよう！

千葉市地域見守り活動支援補助金の詳細

【補助対象団体】

町内自治会、NPO法人、社会福祉法人等で、次の要件を備えた団体。

- 5人以上で組織されていること
- 規約や会則が整備されていること

【対象事業】

- 地域における見守り活動
- 地域における家事援助などの助け合い活動
- その他、高齢者の見守りに資する活動

※ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- ・営利を目的とした活動、政治活動または宗教活動
- ・その他公序良俗に反するなどの、補助の対象事業として適当でない活動
- ・同一団体において過去2回以上、補助金を受けている場合

【対象経費】

- 消耗品費（見守りカード、腕章など）
- 備品購入費（机、椅子、パソコンなど）
- 報償費（研修に係る講師謝礼など）

【助成額】

1団体あたり15万円（上限）

【注意点】

- 新規事業であることが条件です。そのため、すでに実施して活動している事業については、補助の対象外となります。
- 既存の事業を拡充して新たに事業を開始する場合は、補助の対象となります。
ただし、同一の事業で2回以上補助を受けることはできません。
- 実施している事業内容を変更する場合や、廃止する場合は、手続きが必要になります。
※事業に必要な購入備品を変更する場合も手続きが必要になります。

【申請のご相談、ご提出は・・・】

千葉市高齢福祉課

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所1F

☎043-245-5250 F A X 043-245-5548

【提出書類】 ※ホームページからダウンロードできます。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 事業収支予算書（別紙2）
- (4) 従事者名簿（別紙3）
- (5) 事前請求書（様式第9号）
- (6) 口座振込依頼書（別紙4）
- (7) 委任状（別紙5）※必要な場合のみ
- (8) 拠点の図面
- (9) 規約または会則の写し
- (10) その他必要な書類（他の補助金の受領額がわかるもの、見積書 等）

【申請書に関する“よくあるご質問”】

① ○○を買いたいんだけど、補助の対象になる？

補助の対象となる経費は、専門用語で言うと「備品購入費」「消耗品費」「報償費」となります。補助の対象になるかどうかは、判定が難しいことから、事前に購入する予定の物品等については高齢福祉課に相談していただけますようお願いいたします。相談にあたっては、購入を検討されている物品等がわかるカタログやパンフレット等があるとスムーズです。

② 事前請求書って何？

交付申請書の審査によって、問題がなければ、交付額が決定します。決定した交付額については、補助金は事業年度が終わった後にお振込みするのが原則ですが、地域見守り活動支援補助金の対象となる団体は資金に余裕がない団体が多いことから、事前にお支払いすることが可能です。その事前にお支払いするために提出していただく書類が事前請求書です。（事前にお支払いすることを「概算払」と言います。）

③ 町内自治会の下部組織として団体を立ち上げたので、銀行口座がない。町内自治会の口座ではだめか？

委任状を添付していただければ、町内自治会の口座への振り込みが可能です。

④ 拠点の図面って何？

市販やインターネットの地図でも結構ですので、その地図に活動エリアがわかるように示していただいて、添付してください。

(5) 全体がつかめたら、会則を整備しましょう！

【会則の構成イメージ】

第1章 総則

(名称及び事務所) (区域) (目的) (事業)

第2章 会員

(会員) (会費)

第3章 役員

(役員) (役員の任期) (役員の選任) (報酬及び手当等)

第4章 会議

(会議) (会議の運営)

第5章 資産及び会計

(資産の構成) (資産の管理) (事業計画及び予算) (事業報告及び決算) (会計年度) (雑則)

第6章 補則

附 則

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

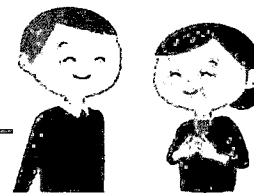
第7章
地域・社協・
千葉市の施策

第8章
計画の推進

資料編

STEP2

対象者把握



見守り・助け合いを必要とする人、希望する人を把握しましょう！

把握する方法としては、主に次の方法が考えられます。

- (1) 回覧板で把握する
- (2) 戸別にアンケートを行う
- (3) 民生委員さんと協力する
- (4) 地域の方からの情報提供

※(1)の方法は、情報収集の負担は軽いですが、希望者のみが対象となるため、人と関わりたくない人、見守りの必要性を自覚していない人が漏れてしまいます。

(2)～(4)を組み合わせ、名簿を作成できるというのですが、直接訪問して趣旨を説明するなど、手間や時間はどうしてもかかってしまいます。まず、できるところから始め、事業が広く周知されていく中で、どんどん対象者を増やせばいい、という考え方もあります。

(1)回覧板の例

回覧

〇〇町内自治会

「〇〇町内自治会見守り隊」を結成します！（お知らせ）

先日の運動会にご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

さて、当町内自治会ではご存じのとおり、近年高齢化が急速に進んでおり、町内自治会で何かできないかと一昨年より検討を進めてきました。このたび、役員会において、平成28年10月から、「見守り」「簡単な家事援助」を開始しようとの結論に至りました。

そこで、まずは「見守り」や「簡単な家事援助」を希望される方を募集します。

ご希望の方は、各班長まで〇月〇日までに連絡をお願いいたします。

また、今後、「見守り」や「簡単な家事援助」を行うボランティアを募集しますので、是非皆様のご協力をお願い申し上げます。

対象：65歳以上でひとり暮らしの方 または 65歳以上のみの世帯

内容：「見守り（無料）」

…ご希望に応じて、定期的に訪問や電話等をさせていただきます。

「家事援助（有料）」

…ご希望に応じて、ごみ出し、掃除、除草の支援等をさせていただきます。

500円/回程度のご負担をお願いする予定です。

(2) アンケートの例

「見守り」「簡単な家事援助」に関するアンケートについて

当町内自治会では、高齢者の皆様が安心して住み続けることができるまちを目指し、平成28年10月から、「見守り」「簡単な家事援助」を開始することとなりました。「ひとり暮らしで不安だわ」「ちょっと足が不自由になってきて、買い物が大変」など、不安なこと、お困りのことをお聞かせください。

すぐにはできないかもしれませんが、できる限り、お手伝いさせていただけるよう、町内自治会員の皆様のご協力をいただきながら、少しずつ大きな輪にしていきたいと思っています。

つきましては、この事業の開始にあたり、皆様の状況を確認するため、アンケートの記入をお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

1. ご年齢を教えてください。

☐ 64歳以下 ☐ 65～69歳 ☐ 70～74歳 ☐ 75歳～79歳 ☐ 80歳以上

2. 世帯構成を教えてください。

☐ ひとり暮らし ☐ 2人（☐ 夫婦のみ ☐ それ以外） ☐ 3人 ☐ 4人以上

3. 見守りや家事援助を希望されますか。（複数選択可）

☐ 見守り

☐ 家事援助

☐ ごみ出しのお手伝い

☐ 買い物のお手伝い

☐ 病院への付き添い

☐ 庭の掃除・除草

☐ 簡単な掃除

☐ その他（ ）

内容：「見守り（無料）」

・・・ご希望に応じて、定期的に訪問や電話等をさせていただきます。

「家事援助（有料）」

・・・ご希望に応じて、ごみ出し、掃除、除草の支援等をさせていただきます。

500円／回程度のご負担をお願いする予定です。

4. 何かご意見がございましたら、自由にご記入ください。

（ ）

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・策
千葉市の協第8章
計画の推進

資料編

STEP3

同意の取得



STEP2で把握した見守り・助け合いを希望、同意する方から、申込書をいただきます。申込書は、できる限りシンプルな方がいいと思います。

個人情報の取扱いには留意しましょう！

同意を拒否されたら、「そっと見守る」に切り替えましょう！

見守り（助け合い）活動申込書

ふりがな 氏名		(男・女)	
住所			
電話番号		携帯電話	
生年月日	大正・昭和	年	月 日 年齢 歳
世帯構成		☐ ひとり暮らし ☐ 高齢者のみ ☐ その他	
希望内容	見守り ☐ 目配り・気配り ☐ 訪問(週 回希望)	助け合い (具体的な内容)	
備考			
緊急連絡先			
ふりがな 氏名		(男・女)	あなたから 見た続柄
住所			
電話番号		携帯電話	
同意欄			
○○自治会様 私は、この申込書に記入されている情報が適切に保管・管理された上で、○○地区における見守り（助け合い）活動に活用されることに同意いたします。 ご署名（自署）_____			

「その他」には、どのような方が入るでしょうか？

「家族と一緒に住んでいるが、日中は一人の高齢者」「話し相手のいない方」「障がいのある方」「小さいお子さんがいる家庭」「病気などで在宅で長期療養中の方」など、地域には、見守りを必要としている方がいらっしゃる可能性があります。地域の実情や、地域での話し合いによって、対応を決めましょう！

STEP4**協力者募集**

協力者の確保が、最大の試練です。ひとりずつ、粘り強く説明し、仲間を増やしていきましょう！全戸回収のアンケートにすることで、見守り対象者が出てくる効果も狙います。

(全戸配布)

「〇〇町内自治会 見守り隊」ボランティア募集！

当町内自治会では、高齢者の皆様が安心して住み続けることができるまちを目指し、平成28年10月から、「見守り」「簡単な家事援助」を開始することとしました。ご存じのとおり、当町内自治会でも高齢化が急速に進展しており、様々な問題が発生しているためです。

ついでに、この活動にご協力いただける方「見守り隊メンバー」を募集します。

「見守り」とは …… 定期的に高齢者宅への訪問や電話等を実施していただきます。

「簡単な家事援助」…… 高齢者宅のごみ出し、掃除、除草の支援等を実施していただきます。

立場：ボランティア

報酬：無償です。

資格：特に必要ありません。

任期：任期は設定しません。都合による途中辞退は可能です。

年齢：制限はありません。

〇月〇日までに、以下のいずれかに記入していただき、各班長さんまで提出をお願いいたします。
ぜひ、ご協力をお願い申し上げます。

- ☐ 事情により、協力できない。
- ☐ ぜひ、協力したいが、まずは説明を受けたい。
- ☐ 協力できるところは、すぐにでも協力したい。

〇〇班 氏名 ☐☐ ☐☐

活動にご賛同いただき、見守り活動の担い手になっていただいた方については、協力員名簿に登録しましょう。

名簿だけではなく、会員証、名刺、腕章やジャンパー等を作ってもいいですね！

会員証

イメージ

会 員 証

氏 名 民生 花子

生年月日 昭和22年2月22日

上記の者は、〇〇自治会見守り隊会員であることを証明します。

会員登録日 平成28年11月30日

会員番号 21番



〇〇自治会 会長

協力員名簿のイメージ

登録No.	名前	住所	電話番号	携帯電話	年齢	登録日	対応可能な日時や内容	備考
1	Aさん	15番15号	245-5169	090-1111-1111	60歳	平成28年1月1日	平日の日中可、ゴミ出し支援可、徒歩10分圏内のみ	前自治会長
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

見守り協力員の心構え

1. 自分にできることをコツコツと
2. 相手の気持ちになって行動する
3. 相手のプライバシーを保護する

STEP5

プラン&マッチング



STEP3で「見守られる人（助けられる人）」の把握が、
STEP4で「見守る人（助ける人）」の名簿ができました。

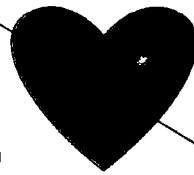
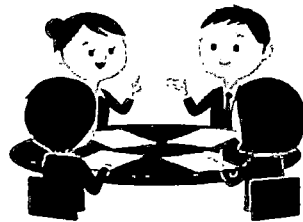
次は、その人たちをマッチングする段階です。

ここで、できること、できないことがハッキリしますので、両者の話を聞きながら、個別にプランを作成していきます。



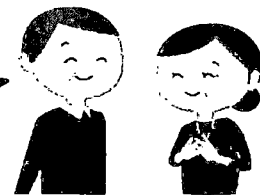
希望者Aさん
88歳 男性
ひとり暮らし

心臓に持病があって、心配なんじゃ。迷惑かけてすまんが、週に1回くらい、声かけてもらえると助かるねえ。希望曜日？あえて言えば、土・日が病院がないので、いいねえ。
あと、膝が悪いもんで、月に1回でいいんで、新聞や、ごみを出してもらえると助かるねえ。
(土日は無理と伝える) まあ、曜日はこだわらないよ。



マッチング

退職して、少し時間があります。火曜日から木曜日でしたら「見守り活動」に参加可能です。土日はちょっと…。
ごみ出し程度であれば、お手伝いもできますよ。
では、Aさんは、私たち夫婦が担当しましょう。Aさん以外にもいらっしゃれば、お手伝いしますよ。



協力員登録
60代後半 ご夫婦
※Aさん宅の近くにお住まい

最初はどうしても、担い手の確保が難しいなどの理由から、マッチングがうまくいかないと思います。情報共有や意見交換を通じて、地域全体の機運を高めていきましょう。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・
千葉市の施策

第8章
計画の推進

資料編

STEP6

事業開始

個別に「見守り活動記録」をつけながら、活動を開始します。

平成〇〇年〇〇月 活動記録票

住所: 2丁目2-2
氏名: 稲毛 和子

実施日	実施内容	担当者	料金	備考	実施日	実施内容	担当者	料金	備考
1	見守り	千葉・田中	-	訪問、元気そう。	16	ゴミ出し	中央太郎	500円	
2					17				
3					18				
4	ゴミ出し	中央太郎	500円		19				
5					20				
6					21				
7					22	見守り	千葉・田中		洗濯あり。
8	見守り	千葉・田中	-	訪問、留守。	23				
9	見守り	千葉花子	-	訪問、留守、手紙投函。	24				
10	見守り	千葉花子	-	電話あり、帰宅。	25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29	見守り	千葉・田中	-	訪問、元気そう。
15	見守り	千葉花子	-	訪問、元気そう。	30				
					31				

訪問は、緊急事態に備えて、できるだけ2人で実施できるといいですね。

【こまったときは・・・】

組織の代表者、町内自治会の役員、地域の民生委員に相談しましょう！

【対応が難しい場合は・・・】

行政機関や専門機関に相談しましょう！

(1) 地域のあんしんケアセンター 32ページ・33ページに一覧を掲載しています。

(2) 千葉市社会福祉協議会の各区の事務所

中央区 ☎221-2177 花見川区 ☎275-6438 稲毛区 ☎284-6160

若葉区 ☎233-8181 緑区 ☎292-8185 美浜区 ☎278-3252

(3) 各区役所保健福祉センター 高齢障害支援課

中央区 ☎221-2150 花見川区 ☎275-6425 稲毛区 ☎284-6141

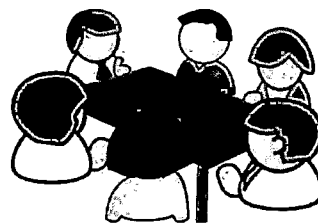
若葉区 ☎233-8558 緑区 ☎292-8138 美浜区 ☎270-3505

【緊急時は・・・】

・救急車(119)や警察(110)へ！

STEP7

情報共有

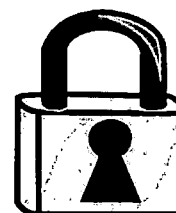
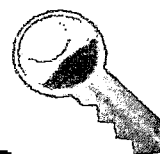


活動の最初は月1回程度、その後は定期的（2～3か月）に、皆さんで情報を共有する場を持ちましょう。

- ・ なにか困ったことはないか？また、その解決方法は？
- ・ 活動方法の改善や見直し。
- ・ 今後の活動方針や会計報告など組織としての情報共有。
- ・ 困ったことが具体的に出来たら、「専門職」にも参加を呼び掛けて、地域に「専門職」を引き込むのも大切です。

STEP∞

個人情報の保護



2005年に施行された「個人情報保護法」。

活動にあたり、個人情報を保護することが、非常に重要です。もし、個人情報が漏れいたら・・・大変なことになります。

【個人情報】

個人情報とは、プライバシー情報を含む個人を特定できる情報のことであり、断片的であっても、ある個人を特定するに足りる情報のことです。たとえば、氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢などです。

【プライバシー】

プライバシーとは、次の3つの情報を指します。

- ① 私生活に関する情報
- ② まだ一般に知られていない情報
- ③ 一般人なら公開してほしくないと思う情報

●作成した名簿や申込書など個人情報が記載された書類等は、他人の目に触れないよう、鍵のかかる書庫に保管するなど、厳重に管理しましょう。

●電子データで管理する際は、必ずパスワードをかけてください。

●個人情報を持ち歩く場合は、盗難・紛失に気をつけましょう。極力、持ち歩かないことも重要です。

●知り得た情報（プライバシー）は、決して口外しないようにしましょう。

●不必要となった書類は、シュレッダー等で裁断し、処理しましょう。

●支援上どうしても必要な場合は、ご本人やご家族の了解を得て、必要な人に対してのみ提供しましょう。

プライバシー、個人情報は

しっかりと守りましょう！

STEP∞

緊急時等の対応



活動中に、

見守り対象者の生命・身体・財産などに異変があり、

緊急性があると判断されるときは、

あらかじめ確認しておいた緊急連絡先や見守り対象者のかかりつけの医療機関、

警察署、消防署などに連絡しましょう。

想定される状況やそのときの対応を検討し、マニュアル（手引き）にまとめ、活動者の中で共有しておくといでしょう。

また、活動中には活動者が見守り対象者の持ち物を破損してしまったり、活動者がけがをしてしまうことがあるかもしれません。そのような万が一の場合に備えて、対応できること・できないことを活動者・見守り対象者とで確認したり、保険へ加入することを検討してみるのもよいかもしれません。

【ボランティア活動に関する保険】

対象となる活動、補償内容、保険料などについて、問い合わせてみましょう。

（１）千葉市ボランティア活動補償制度

・保険料の支払い、事前の登録は不要です。

・年度によって補償内容等が変更になる場合があります。

万が一事故が起きた時、または対象となる活動等のお問い合わせ

■ 手続きに関するお問い合わせ 各区地域振興課 地域づくり支援室

中央区 ☎221-2105 花見川区 ☎275-6203 稲毛区 ☎284-6105

若葉区 ☎233-8122 緑区 ☎292-8105 美浜区 ☎270-3122

■ 制度全般に関するお問い合わせ 千葉市市民局市民自治推進課 ☎245-5138

（２）千葉市社会福祉協議会の各区の事務所（各区ボランティアセンター）

中央区 ☎221-2177 花見川区 ☎275-6438 稲毛区 ☎284-6160

若葉区 ☎233-8181 緑区 ☎292-8185 美浜区 ☎278-3252

支え合いのまち千葉 推進計画

平成30(2018)～32(2020)年度

～ 第4期千葉市地域福祉計画 ～

発行
企画・編集

平成30年3月

千葉市 保健福祉局 地域福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話 043-245-5158

FAX 043-245-5620

電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp